

ホ・ハ (略)

ト 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

チ 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

(1) 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

リ (略)

又 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

ル 介護福祉施設サービス

(1) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力医療機関及び同条第六項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

ヲ (略)

第二・第三 (略)

ホ・ハ (略)

ト 短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護保健施設サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）

(1) 介護老人保健施設基準第三十条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

チ 短期入所療養介護（介護医療院）、介護医療院サービス及び介護予防短期入所療養介護（介護医療院）

(1) 介護医療院基準第三十四条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

リ (略)

又 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(1) 指定地域密着型サービス基準第百五十二条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

ル 介護福祉施設サービス

(1) 指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項に規定する協力病院及び同条第二項に規定する協力歯科医療機関との連携の取組の状況

(2) (略)

ヲ (略)

第二・第三 (略)

第十六条 介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(傍線部分は改正部分)

第二百二十八条 法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の居宅サービスは、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションとする。

第四百十条の十九 法第百十五条の十一において準用する法第七十二条第一項の厚生労働省令で定める種類の介護予防サービスは、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設又は介護医療院により行われるものに限る。）とする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第十七条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(傍線部分は改正部分)

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項（新居宅サービス等基準第八十五条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及

附 則

(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の居宅サービス等基準（以下「新居宅サービス等基準」という。）第三条第三項及び第三十七条の二（新居宅サービス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービズ等基準第三十条の二(新居宅サービズ等基準第九十一条において準用する場合に限る。)及び新介護予防サービズ等基準第五十三条の二(新介護予防サービズ等基準第九十三条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新居宅サービズ等基準第二十九条(新居宅サービズ等基準第三十九条の三及び第四十三条において準用する場合を含む。)、第五十三条(新居宅サービズ等基準第五十八条において準用する場合を含む。)、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百条(新居宅サービズ等基準第五十五条の三及び第九十条において準用する場合を含む。)、第一百七十七条、第三百三十七条(新居宅サービズ等基準第四百十条の十五及び第四百四十条の三十二において準用する場合を含む。)、第四百四十条の十一、第五百五十三条、第五百五十五条の十、第八百八十九条、第九百九十二条の九及び第二百条(新居宅サービズ等基準第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準第十八条(新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービズ基準第三条の二十九、第十四条、第二十九条(新地域密着型サービズ基準第三十七条の三において準用する場合を含む。)、第四十条の十二、第五十四条、第八十一条(新地域密着型サービズ基準第百八十二条において準用する場合を含む。)、第一百条、第二百二十五条、第四百四十八条及び第四百六十六条、新介護予防サービズ等基準第五十三条(新介護予防サービズ等基準第六十一条において準用する場合を含む。)、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第二百二十条、第三百三十八条(新介護予防サービズ等基準第百六十六条及び第百八十五条において準用する場合を含む。)、第百五十六条、第百九十二条、第二百七条、第二百四十条、第二百五十九条及び第七十条(新介護予防サービズ等基準第二百八十条及び第二百八十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防支援等基準第十七条(新指定介護予防支援等基準第三十二条において準用する場合を含む。)、新地域密着型介護予防サービズ基準第二十七条、第五十七条及び第七十九条、新介護老人ホーム基準第七条、新指定介護老人福祉施設基準第二十三条及び第四十六条、新介護老人保健施設基準第二十五条及び第四十七条、新介護療養型医療施設基準第二十四条及び第四十七条、新特別養護老人ホーム基準第七条(新特別養護老人ホーム基準第五十九条において準用する場合を含む。)、及び第三十四条(新特別養護老人ホーム基準第六十三条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準第七条(新軽費老人ホーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七条において準用する場合を含む。))並びに新介護医療院基準第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「一、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新居宅サービズ等基準第三十条の二(新居宅サービズ等基準第三十九条の三、第四十三条、第五十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五十五条の三、第一百九条、第四百十条(新居宅サービズ等基準第四百十条の十三において準用する場合を含む。)、第四百四十条の十五、第四百四十条の三十二、第五百五十五条(新居宅サービズ等基準第五百五十五条の十二において準用する場合を含む。)、第百九十二条、第百九十二条の十二、第二百五条、第二百六条及び第二百六条において準用する場合を含む。)、新指定居宅介護支援等基準第十九条の二(新指定居宅介護支援等基準第三十条において準用する場合を含む。)、新地域密着型サービズ基準第三条の三十の二(新地域密着型サービズ基準第十八条、第三十七条、第三十七条の三、第四十

